

---

## 全国小水力利用推進協議会のご案内

---

2011 年度

全国小水力利用推進協議会は、小水力利用推進に関する調査研究を行うとともに、小水力利用事業の普及発展を図り、持続可能な循環型社会の構築と環境保全に寄与することを目的として2005年7月16日に発足した団体（法人格を持たない任意団体）です。

- (1) 役員等 ..... p. 2
- (2) 連携している各地域団体 ..... p. 3
- (3) 2011 年度事業計画・予算 ..... p. 4
- (4) 規約 ..... p. 6

### 全国小水力利用推進協議会 事務局

〒171-0005 東京都豊島区南大塚 1-31-17 マイスター S Y 202

電話 03-6671-3788、ファクス 03-5940-2374

メール info@j-water.jp、ホームページ <http://www.j-water.jp/>

## (1) 役員等

### ■ 役員

役職	氏名	肩書等
会長・理事	愛知 和男	前衆議院議員、元環境庁長官
副会長・理事	須藤 良作	NPO クリーンエネルギー・フォーラム顧問
	竹村 公太郎	(財)リバーフロント整備センター理事長、元国土交通省河川局長
	段本 幸男	全国土地改良事業団体連合会顧問、元中国四国農政局長
理事	香川 洋之助	中国小水力発電協会会長
	金田 剛一	NPO ハイドロクリーン 21
	兼瀬 哲治	熊本県小水力利用推進協議会会長、NPO くまもと温暖化対策センター理事
	古賀 康正	NPO クリーンエネルギー・フォーラム顧問
	後藤 眞宏	(独) 農研機構 農業工学研究所
	小林 久	茨城大学教授
	千矢 博道	NPO クリーンエネルギー・フォーラム顧問
	戸川 裕昭	住友共同電力株式会社
	中島 大	環境エネルギー製作研究所理事、気候ネットワーク運営委員 一般社団法人小水力開発支援協会理事
	平野 彰秀	岐阜県小水力利用推進協議会事務局長 一般社団法人小水力開発支援協会理事
	洞口 幸男	ぐんま小水力発電推進協議会
	堀内 道夫	(株)光と風の研究所所長、静岡大学客員教授
	古谷 桂信	高知小水力利用推進協議会
	前田 典秀	NPO クリーンエネルギー・フォーラム理事長
	松尾 壽裕	一般社団法人小水力開発支援協会理事
	丸山 幹夫	長野県小水力利用推進協議会副会長、NPO 地域会議副理事長
森 武昭	神奈川工科大学教授	
監事	中込 秀樹	山梨県小水力利用推進協議会副会長、秀建コンサルタント代表取締役

(五十音順)

### ■ 運営委員

	氏名
事務局長・運営委員・理事	中島大
運営委員・理事	金田剛一、古賀康正、後藤眞宏、小林久、前田典秀、松尾壽裕
運営委員	永井健太郎

(五十音順)

■ 顧問

岩井 國臣	前参議院議員
大河原 まさこ	参議院議員（民主党）
加藤 修一	参議院議員（公明党）
塩川 鉄也	衆議院議員（共産党）
篠原 孝	衆議院議員（民主党）
福島 みずほ	参議院議員（社民党）
古川 禎久	衆議員議員（自由民主党）
谷津 義男	前衆議院議員
吉井 英勝	衆議院議員（共産党）

（五十音順）

(2) 連携している各地域団体

名 称	所 在 地	電話番号
富良野市小水力利用推進協議会	〒076-8555 北海道富良野市弥生町 1-1 富良野市役所総務部市民環境課内	0167-39-2308
ぐんま小水力発電推進協議会	〒370-3531 群馬県高崎市足門町 693-1 (有) 石井設備サービス内	027-372-2839
富山県小水力利用推進協議会	〒930-0136 富山市願海寺水口 444 富山国際大学上坂研究室内	076-436-2570
山梨県小水力利用推進協議会	〒400-0035 山梨県甲府市飯田 4-1-21 NPO フィールド 21 内	055-228-3830
長野県小水力利用推進協議会	〒381-2204 長野県長野市真島町 792-1 アーチコンサルタンツ（株）内	026-217-8288
岐阜県小水力利用推進協議会	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 3F ギふ NPO センター内	058-272-9303
岡山県小水力利用推進協議会	〒709-0224 岡山県備前市吉永町吉永中 885 備前グリーンエネルギー株式会社内	0869-84-9500
中国小水力発電協会	〒730-0051 広島県広島市中区大手町 4-7-3 JA 広島中央会農政広報部内	082-243-6245
徳島小水力利用推進協議会	〒770-8012 徳島県徳島市大原町中須 31-5 アトリエ豊岡内	090-2828-0451
高知小水力利用推進協議会	〒780-8520 高知県南国市物部乙 200 高知大学農学部生産環境工学科内	088-864-5150
熊本県小水力利用推進協議会	〒860-0805 熊本県熊本市桜町 3-35 産交ビル 2F NPO くまもと温暖化対策センター事務局	096-356-4840
鹿児島県小水力利用推進協議会	〒895-0023 鹿児島県薩摩川内市横馬場町 5-1	0996-23-8470

### (3) 2011 年度事業計画・予算

事業期間：2011 年 6 月～2012 年 5 月

#### ■ 事業計画

事業名	事業計画
政策推進事業	○ステークホルダーや関連団体との協議
普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 2 回小水力発電サミット</li> <li>○第 3 回小水力発電サミット準備</li> <li>○2012 環境展出展</li> <li>○講師派遣</li> <li>○ホームページの整備</li> <li>○ニュースレター発行</li> <li>○他団体との共同事業</li> <li>○その他事業</li> </ul>
調査・導入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域推進関係者等への研修会</li> </ul> </li> <li>○研究会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策や技術の内部研究会</li> </ul> </li> <li>○海外事業研究会</li> </ul>
地域団体（各県水力協等）活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援</li> <li>・地域団体交流会</li> <li>・地域イベント開催</li> </ul> </li> </ul>
組織運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総会・理事会等開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会・理事会・顧問会議</li> <li>・運営委員会</li> </ul> </li> <li>○事務局運営</li> <li>○その他</li> </ul>

■ 事業収支予算

(金額は千円)

項 目	支出	収入	備 考
1. 政策推進事業 ・ステークホルダーや関連団体との協議	10		会議費・資料作成費等
2. 普及啓発事業 ・第2回小水力発電サミット ・第3回小水力発電サミット準備 ・2012 環境展出展 ・講師派遣 ・ホームページの整備 ・ニュースレター発行 ・他団体との共同事業 ・その他事業	3,000 60 800 0 1,250 740 5 110	2,500 30 800 0 1,000 90	実施費用、地球環境基金助成金収入 実施費用、地球環境基金助成金収入 実施費用、参加企業負担金等 費用先方持ちを想定 デザイン変更等費用・管理費・事例集制作印刷費、事例集掲載企業協賛金 印刷製本費・制作費・送料 会議費・都内交通費 図書等仕入れ販売費用、その他
3. 調査・導入促進事業 ・地域推進関係者等への研修会 ・政策や技術の内部研究会 ・海外事業研究会	150 60 10	150 60	開催費用、参加者負担金 開催費用、参加者負担金 正会員対象、4回想定 会議費
4. 地域団体活動支援事業 ・交流活動 地域活動支援 地域団体交流会 地域イベント開催	1,150	420	旅費・会場費・講師派遣旅費・印刷製本費等、地球環境基金助成金収入
5. 組織運営事業 ・会費収入 ・寄付金収入 ・総会・理事会等開催 ・事務局運営		3,000 100	総会・理事会・顧問会議・運営委員会 家賃、事務局アルバイト、その他
6. その他 ・前期繰越収入 ・予備費		271	
合 計	8,421	8,421	

# 全国小水力利用推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、全国小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、小水力利用推進に関する調査研究を行うと共に、小水力利用事業の円滑な普及発展を図り、もって持続可能な循環型社会の構築と環境保全に寄与することを目的とする。

(本部)

第3条 協議会は、本部を東京都豊島区南大塚1-31-17に置く。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力利用に関する調査研究
- (2) 小水力利用に関する情報、資料の収集
- (3) 小水力利用に関する情報提供、アドバイス、コンサルテーション
- (4) 小水力利用の普及啓発活動
- (5) 小水力利用事業関係者の連携協調の充実
- (6) 小水力利用事業に関する施策等の提言
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 協議会の会員は次の2種とし、正会員が協議会を構成する。

- (1) 正会員 協議会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 協議会の活動を賛助するため、もしくは協議会が提供するサービスを楽しむために入会した個人および団体

2 会員は以下に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人正会員 入会金 2,000 円、年会費 10,000 円
- (2) 団体正会員 入会金 10,000 円、年会費 50,000 円
- (3) 個人賛助会員 年会費 3,000 円（入会金なし）
- (4) 団体賛助会員 年会費 5,000 円（入会金なし）

(理事)

第6条 協議会に理事をおき、理事会で本規約に定める議決を行うとともに、会長を補佐し第2条の目的を遂行するために活動する。

- 2 理事は、総会において正会員のうちから選任する。
- 3 理事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 理事の任期中に新たな理事を追加した場合、追加した理事の任期は他の理事の任期満了までとする。
- 5 理事の人数は5人以上20人以内とする。
- 6 理事の報酬は原則として無給とする。ただし会長は、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事に給与を支給することができる。

(会長)

第7条 会長は協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長は理事の互選によって選任する。

- 3 会長の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中で会長が退任し新たな会長が選出された場合、新たな会長の任期は前任者の任期満了までとする。
- 5 会長の報酬は原則として無給とする。ただし、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事会の議決により支給することができる。

(副会長)

- 第8条 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
- 2 副会長は1人以上4人以内とし、理事の互選によって選任する。
  - 3 副会長の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
  - 4 副会長の任期中に新たな副会長を追加した場合、新たな副会長の任期は他の副会長の任期満了までとする。
  - 5 副会長の報酬は原則として無給とする。ただし、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事会の議決により支給することができる。

(理事会)

- 第9条 理事会は会長が招集する。ただし理事の過半数の同意があれば会長が招集しなくとも開催することができる。
- 2 理事会は理事の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。
  - 3 理事会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(運営委員)

- 第10条 協議会に運営委員をおく。運営委員は協議会の運営において会長を補佐する。
- 2 運営委員は理事会または総会の承認を得て会長が任命する。
  - 3 運営委員は任期を定めず、会長が解任するまでの任期とする。
  - 4 第3項の規定にかかわらず、理事会決議または総会決議によって運営委員を罷免することができる。
  - 5 運営委員の報酬は原則として無給とする。ただし会長は、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で運営委員に給与を支給することができる。

(監事)

- 第11条 協議会に監事をおき、協議会の会計および活動状況を監査する。
- 2 監事は、総会において選任する。
  - 3 監事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
  - 4 任期途中の監事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。
  - 5 監事の人数は1人以上3人以下とする。
  - 6 監事が会長・理事・運営委員を兼務することはできない。
  - 7 監事の報酬は原則として無給とする。ただし会長は、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で監事に給与を支給することができる。

(顧問)

- 第12条 協議会は顧問をおくことができる。
- 2 顧問は会長が選任する。

(総会)

第 13 条 総会は会長が主催する。

- 2 会長は毎年 1 回の通常総会を開催しなければならない。またそれ以外に臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
- 4 総会は正会員をもって構成し、正会員の 3 分の 1 の出席（委任状を含む）により成立する。
- 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席正会員（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(入会)

第 14 条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

(退会)

第 15 条 会員は、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。
  - (1) 個人会員の本人が死亡したとき
  - (2) 団体会員である団体が消滅したとき
  - (3) 事業年度末日までに当該年度の会費を支払わなかったとき

(除名)

第 16 条 会員がこの規約に違反したとき、若しくは、協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は運営委員の中から理事会が任命する。
- 3 協議会の会計執行責任者を事務局長とし、事務局長は理事会の監督の下で会計事務を行う。
- 4 事務局員の任免は理事会が行う。

(事業年度)

第 18 条 協議会の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(規約の変更)

第 19 条 本規約を変更するためには、総会において出席正会員（委任状を含む）の 3 分の 2 の賛成による議決を要する。

(解散)

第 20 条 協議会の解散は、総会において正会員総数の 3 分の 2 により議決（委任状を含む）する。

(附則)

第 21 条 協議会設立直後の事業年度は、第 18 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年 5 月 31 日までとする。

- 2 協議会設立時の会長および副会長は、第 10 条第 2 項および第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の議決により理事の中から選任することができる。